

「認定の有効期間の概ね半数を超えて利用する短期入所」について

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたり「短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない」とされています。

(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第21項)

また、基準省令の解釈通知において、短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求められるものではないとされています。

よって、個々の利用者の心身状況や、その置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のために特に必要と認められる場合には、要介護認定の有効期間の概ね半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることで、弾力的に運用することが可能です。

那珂川市では、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際に、原則的に居宅サービス計画に位置付けることができない表題のサービスについて、アセスメントの結果やむを得ずサービス提供が必要と判断し居宅サービス計画に位置付ける場合、事前に保険者である本市に対して、当該事由の届け出を行うこととしています。

適正なサービス利用につなげるため、ご協力をお願いします。

(1) 提出時期

認定有効期間	提出を必要とする認定有効期間中の短期入所累積日数	提出の目安の時期
6か月	92日以上	左記日数の30日前を超えたとき ～前日までの間に提出
12か月	184日以上	
24か月	366日以上	
36か月	549日以上	
48か月	731日以上	

- ※1 異なる事業所を複数利用する場合は、利用日数を合算してください。
- ※2 半数を超えない場合の提出は不要です。
- ※3 提出の時期は「目安」です。必ず、利用が半数を超える前に提出をしてください。
- ※4 提出の判断に迷う場合は、電話等によりご相談ください。

(2) 提出書類

- ① 介護保険サービス利用に係る居宅サービス計画の届出書及び別表 1
- ② 居宅サービス計画書（ケアプラン）第 1 表～第 3 表（利用者の同意を得たもの）
- ③ サービス担当者会議の要点（第 4 表）
- ④ フェイスシート及びアセスメントシート

※支援経過記録の提出については必須とはしませんが、アセスメントにおいて重要な記載がある場合は、①～④に追加してご提出ください。

(3) 提出先

那珂川市 高齢者支援課 介護保険担当

(4) 留意事項

- ・「認定の有効期間の概ね半数を超えて利用する短期入所」に該当する介護保険サービスの利用を希望する住所地特例者を含むすべての被保険者を対象とし、給付実績の突合等により、本市への届け出がないことを確認した場合は、事業所への指摘事項とします。
- ・本届出は認定期間ごとの扱いとなりますが、認定更新後の期間について、慣用的にサービス継続を認めるものではありません。